

行政事業レビューシート (総務省)						
予算事業名	字幕番組・解説番組等の制作促進		事業開始年度	平成9年度		作成責任者
担当部署	情報流通行政局		担当課室	情報通信利用促進課		課長 平林 正吉
会計区分	一般会計		上位政策	情報通信技術高度利活用推進費		
根拠法令 (具体的な条項も記載)	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律(平成5年法律第54号)第2条第4項第3号、第4条第1号、第5条第1項		関係する計画、通知等			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	字幕放送や解説放送等の視聴覚チャレンジ向け放送の充実を図り、視聴覚チャレンジの放送を通じた情報アクセス機会の均等化を実現する。					
事業概要 (5行程度以内。別添可)	「身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律」に基づき、独立行政法人情報通信研究機構(以下「NICT」という。)が、字幕番組、解説番組等を制作する者に対して、その制作費の2分の1を上限として助成を行う(在京キー局の字幕番組(生放送番組以外)については6分の1、在阪準キー局の字幕番組(生放送番組以外)については4分の1、それ以外については2分の1を上限として助成を行う。)					
実施状況	平成21年度においては、NICTを通じて、99社の放送事業者等に助成を実施。 (助成申請総額: 1,448百万円、助成総額: 424百万円)					
予算の状況 (単位:百万円)		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
	予算額(補正後)	417	404	424	429	
	執行額	417	404	424		
	執行率	100%	100%	100%		
	総事業費(執行ベース)	4,604	4,967	4,725		
自己点検	支出先・用途の把握水準・状況	NICTより、助成に係る申請状況、各申請者に対する交付決定額の算定方法及び助成対象事業者における字幕番組、解説番組等の制作に係る実施状況等について報告及び情報提供等を求めている。				
	見直しの余地	平成22年度よりは、公益法人が介在するスキームを見直し、NICTが放送事業者等に対して直接助成を実施することとし、補助事業の遂行の一層の効率化を図る。				
予算監視の効率化						
補記	総務省では、平成19年10月、字幕放送及び解説放送に係る平成29年度までの普及目標を定めた「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」を策定・公表。同指針においては、字幕放送については平成29年度までに対象の放送番組のすべてに字幕付与、解説放送については平成29年度までに対象の放送番組の10%に解説付与する等の普及目標を定めており、当該普及目標の達成に向けて、放送事業者の取組を促しているところ。					

総務省
424百万円

字幕番組、解説番組等の普及促進



【補助】

A. NICT
424百万円

字幕番組、解説番組等を作成する者に対して、その制作費の2分の1を上限として助成金を交付



【公募・助成(4)】

B. 公益法人(4団体)
424百万円

字幕番組、解説番組等を作成(放送事業者等のとりまとめ)

平成22年度よりは、公益法人が介在するスキームを見直し、NICTが放送事業者等に対して直接助成を実施



【公募・助成(99)】

C. 放送事業者等(99社)
424百万円

字幕番組、解説番組等を作成

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位:百万円)

A.NICT			E.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
情報通信開 発支援等事 業費補助金	字幕番組、解説番組等制作する 者に対する助成金の交付	424			
	検査旅費	0.4			
計		424	計		0
B.(財)放送番組センター			F.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
字幕番組他 制作事業	字幕番組、解説番組等の制作 (放送事業者等のとりまとめ)	261			
計		261	計		0
C.(株)TBSテレビ			G.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
事制制作依 頼費	(株)TBSサービス 字幕番組の制作(字幕用原稿作 成・入力等に係る人件費)	66			
	(株)TBSサービス 解説番組の制作(解説用原稿作 成・入力等に係る人件費)	2			
計		68	計		0
D.			H.		
費目	使 途	金額 (百万円)	費目	使 途	金額 (百万円)
計		0	計		0

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごと
 に最大の金額が支出さ
 れている者について記
 載する。使途と費目の
 双方で実情が分かるよ
 うに記載)

Bブロック

法人名称	助成金額
財団法人 放送番組センター	261,195,107
財団法人 日本テレビ系列愛の小鳩事業団	77,443,761
社会福祉法人 テレビ朝日福祉文化事業団	57,959,941
社団法人 日本ケーブルテレビ連盟	27,177,191
合 計	423,776,000

Cブロック

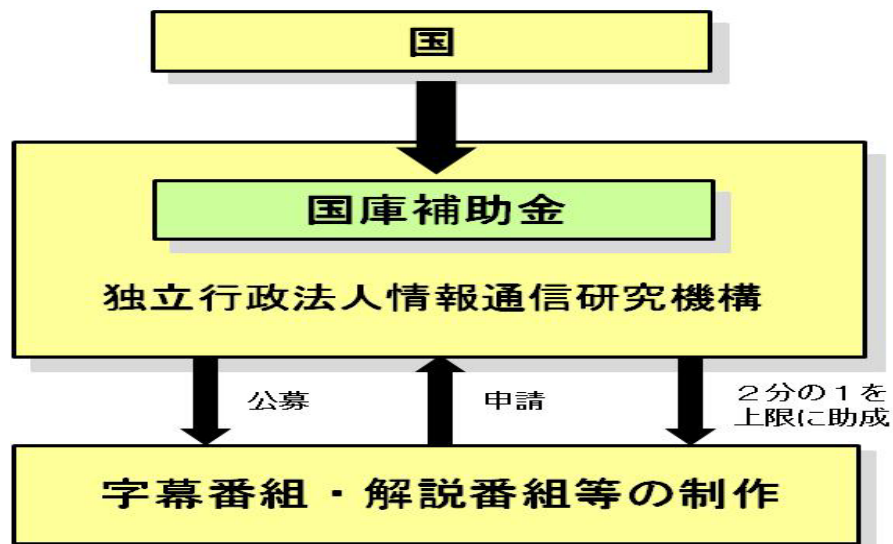
	名 称	助成金額
①	(株)TBSテレビ	67,864,910
②	(株)フジテレビジョン	49,274,501
③	日本テレビ放送網(株)	48,391,100
④	(株)テレビ朝日	45,426,233
⑤	(株)テレビ東京	38,595,949
⑥	朝日放送(株)	23,150,762
⑦	讀賣テレビ放送(株)	16,250,721
⑧	(株)毎日放送	12,850,238
⑨	東海テレビ放送(株)	11,385,163
⑩	関西テレビ放送(株)	11,163,628

字幕番組・解説番組等の制作促進

1 事業概要

身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づき、字幕番組、解説番組等を制作する者に対して、独立行政法人情報通信研究機構を通じて、その制作費の2分の1を上限として助成を行う（在京キー局の字幕番組（生放送番組以外）については6分の1、在阪準キー局の字幕番組（生放送番組以外）については4分の1、それ以外については2分の1を上限として助成を行う。）。

2 イメージ図



参照条文

○ 身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）

（定義）

第二条（略）

- 4 この法律において「通信・放送身体障害者利用円滑化事業」とは、次に掲げる業務を行う事業であつて、身体上の障害のため通信・放送役務を利用するのに支障のある者が当該通信・放送役務を円滑に利用できるようにするためのもので、身体障害者の利便の増進に著しく寄与するものをいう。
- 一 通信・放送役務を提供し、又は開発する業務
 - 二 通信・放送役務を提供するための電気通信設備に付随する工作物を設置する業務
 - 三 解説番組、字幕番組その他の放送又は有線放送の放送番組を制作する業務

（機構による通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進）

第四条 独立行政法人情報通信研究機構（以下「機構」という。）は、この法律の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。
- 二 通信・放送身体障害者利用円滑化事業に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応ずること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

（資金の確保等）

第五条 政府は、通信・放送身体障害者利用円滑化事業の実施に必要な資金の確保又はその融通のあつせんに努めるものとする。

- 2 総務大臣は、前条に規定する機構の業務の円滑な運営が図られるように、情報の提供その他の必要な配慮を行うものとする。

視聴覚障害者向け放送普及行政の指針

1 字幕放送（注1）

	普及目標の対象		目標	備考
	対象時間	対象番組		
NHK	7時から24時	字幕付与可能な全ての放送番組（注2）	2017年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与	教育放送については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。
放送大学学園			聴覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多く字幕付与	
地上系民放 放送衛星による放送（NHKの放送を除く）			2017年度までに対象の放送番組の全てに字幕付与	県域局については、できる限り目標に近づくよう字幕付与する。 独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。
通信衛星による放送 有線テレビジョン放送 電気通信役務利用放送			当面は、できる限り多くの放送番組に字幕付与	

注1 字幕放送には、データ放送やオープンキャプションにより番組の大部分を説明している場合を含む

注2 「字幕付与可能な放送番組」とは次に掲げる放送番組を除く全ての放送番組

- ①技術的に字幕を付与することができない放送番組（例 現在のところ、複数人が同時に会話を行う生放送番組）
- ②外国語の番組
- ③大部分が器楽演奏の音楽番組
- ④権利処理上の理由等により字幕を付与することができない放送番組

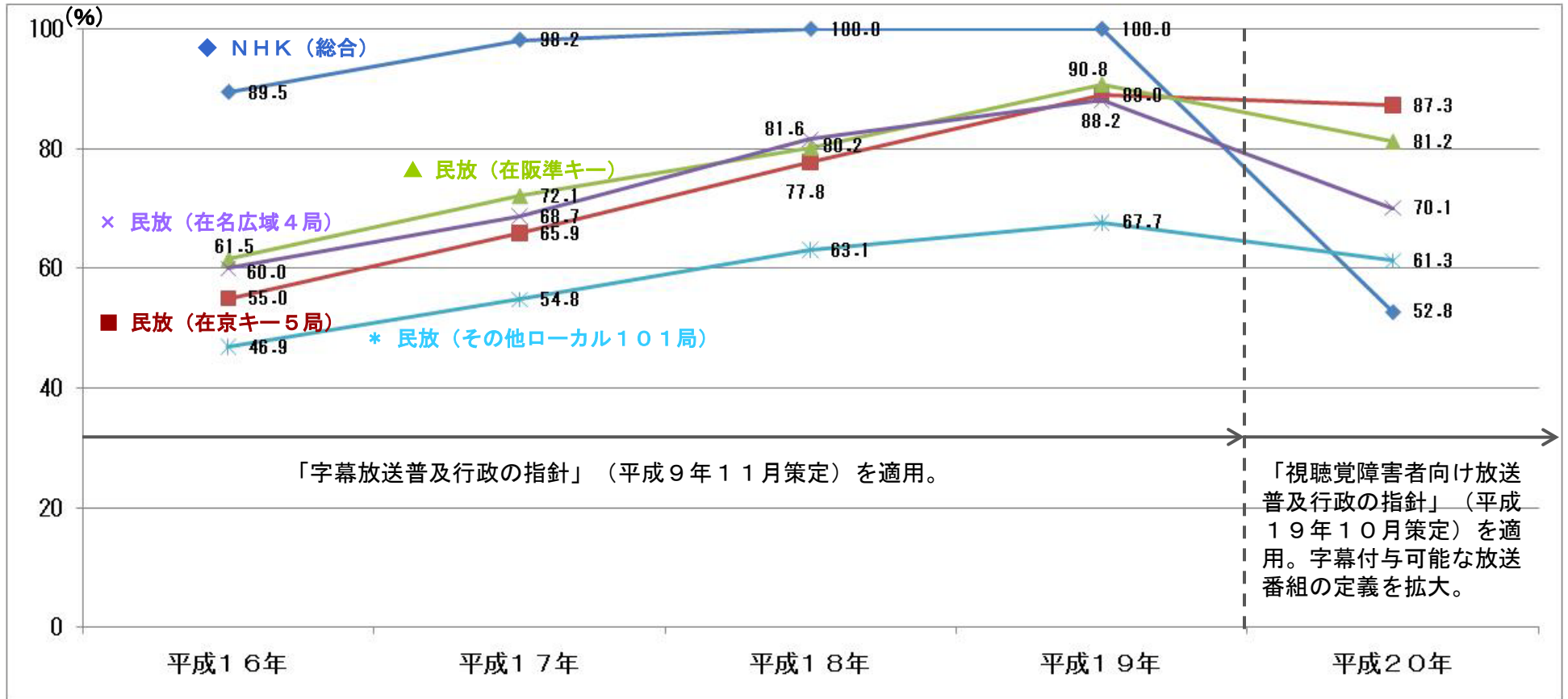
2 解説放送

	普及目標の対象		目標	備考
	対象時間	対象番組		
NHK	7時から24時	権利処理上の理由等により解説を付すことができない放送番組を除く全ての放送番組	2017年度までに対象の放送番組の10%に解説付与	教育放送については、対象の放送番組の15%に解説付与する。
放送大学学園			視覚障害者等のニーズの実態を踏まえ、できる限り多く解説付与	
地上系民放 放送衛星による放送(NHKの放送を除く)			2017年度までに対象の放送番組の10%に解説付与	県域局については、できる限り目標に近づくよう解説付与する。 独立U局及び放送衛星による放送については、目標年次を弾力的に捉えることとする。
通信衛星による放送 有線ビジョン放送 電気通信役務利用放送			当面は、できる限り多くの放送番組に解説付与	

※視聴覚障害者向け放送普及行政の指針策定後は、技術動向等を踏まえて、5年後を目途に見直しを行う。

字幕放送の状況

字幕付与可能な放送時間に占める字幕放送時間の割合の推移（アナログ）



※ 平成19年度までの「字幕放送普及行政の指針」における「字幕付与可能な放送時間」とは、以下の放送番組を除く、7時から24時までの新たに放送する放送番組の時間数

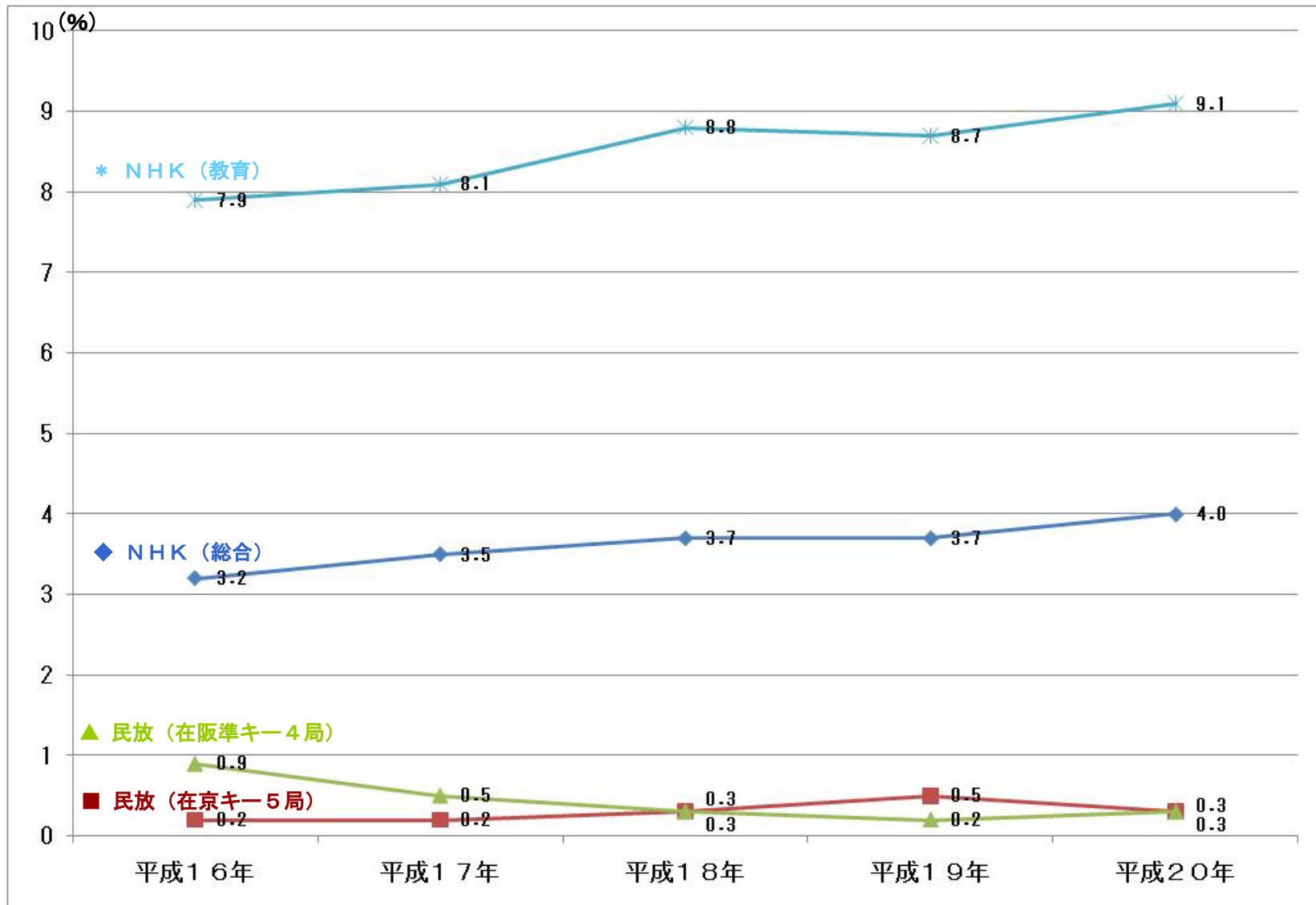
- ①技術的に字幕を付すことができない放送番組(例 現在のところのニュース、スポーツ中継等の生番組)、②オープンキャプション、手話等により音声进行を説明している放送番組(例 字幕付き映画、手話ニュース)、③外国語の番組、④大部分が歌唱・器楽演奏の音楽番組、⑤権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

平成20年度からの「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」における「字幕付与可能な放送時間」とは、以下の放送番組を除く、7時から24時までで放送する放送番組の時間数

- ①技術的に字幕を付すことができない放送番組(例 現在のところ、複数人が同時に会話をを行う生放送番組)、②外国語の番組、③大部分が器楽演奏の音楽番組、④権利処理上の理由等により字幕を付すことができない放送番組

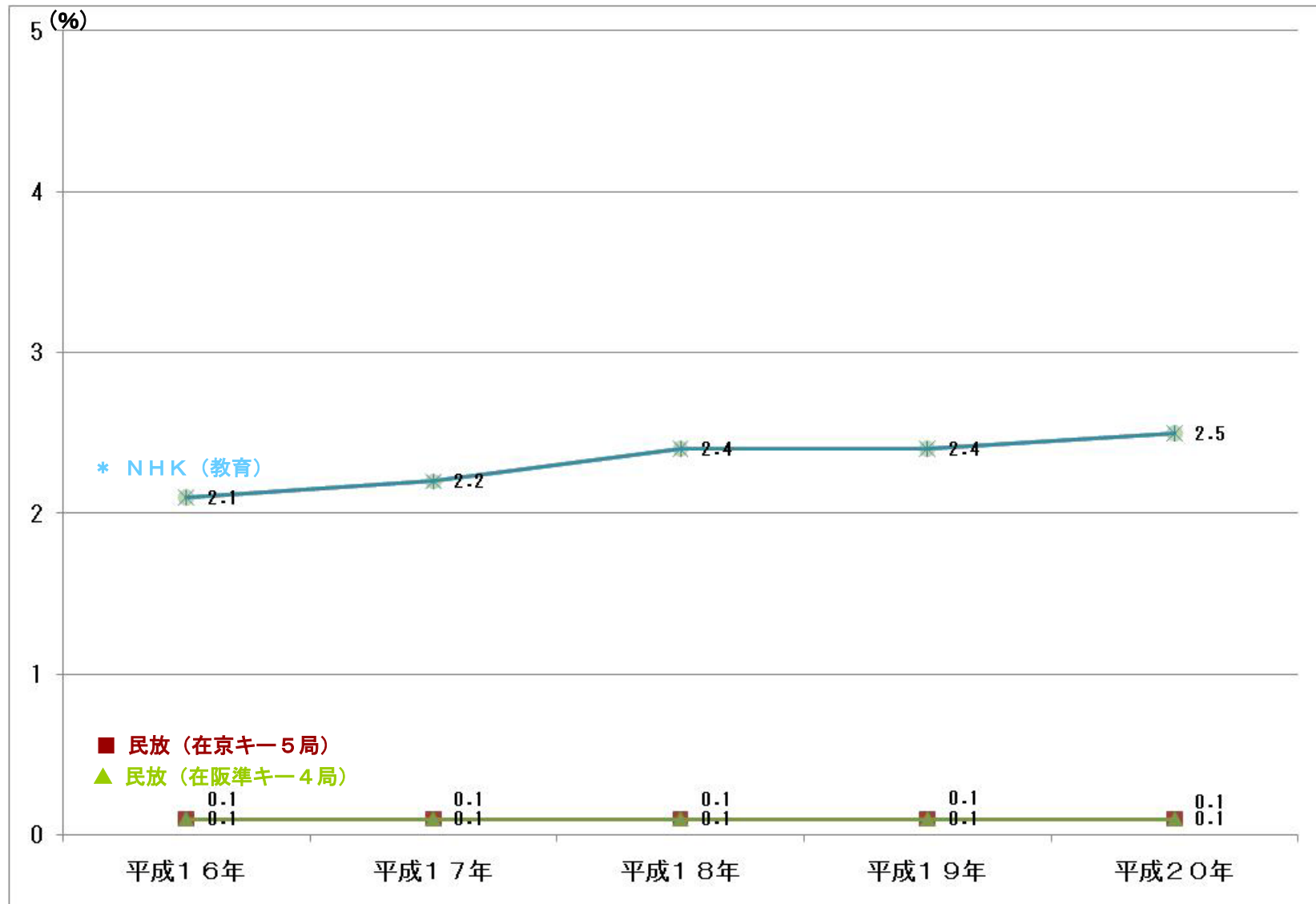
解説放送の状況

総放送時間に占める解説放送時間の割合の推移（アナログ）



手話放送の状況

総放送時間に占める手話放送時間の割合の推移（アナログ）



行政事業レビュー 論点等

予 算 事 業 名	字幕番組・解説番組等の制作促進
21 年度補正後予算額	4 2 4 百万円
論 点 等	
<p>○ 独立行政法人の助成事業の妥当性</p> <p>身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づき、独立行政法人を經由して事業者へ助成が行われているが、独立行政法人の在り方が議論されている状況も踏まえ、国が直接行うべきではないか。</p> <p>○ 手法の改善策の検討</p> <p>本事業の手法が不十分ではなかったのか。現在の普及状況を踏まえ、今後はどのような対策を行っていくのか。手法の改善策を検討すべきではないのか。</p> <p>○ 身障者対策全体の中での位置づけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 身体障害者支援に係る政府全体のどのような取組の中で、本施策の目的を整理しているのか。 ・ 情報通信所管庁としてメディア全体における身体障害者対策にどのような展望を持っているか。その中で本施策をどう位置づけているのか。放送以外のメディアにおける対応は具体的にどうなっているのか。 	